

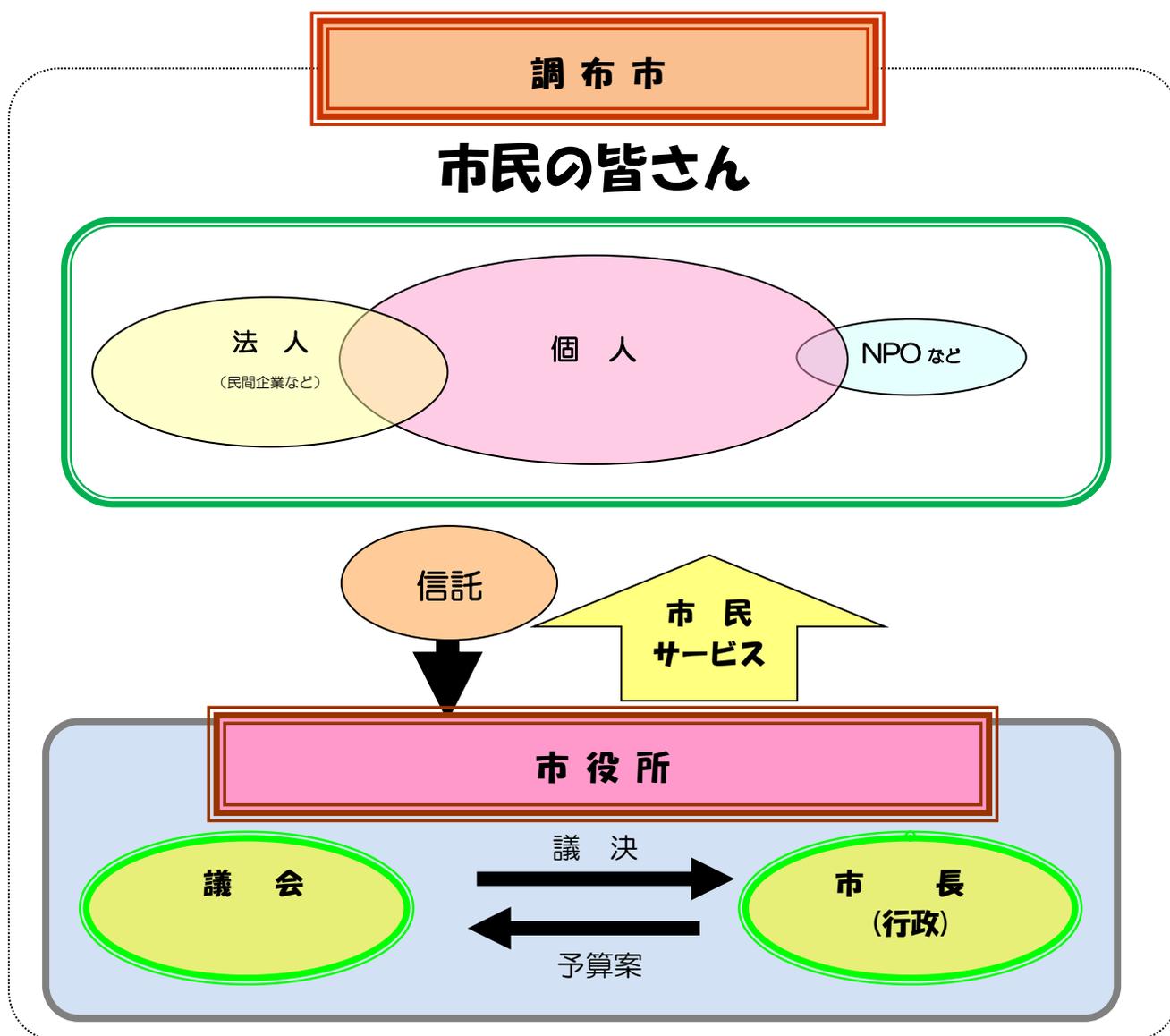
第 1 章

調布市の税金

1 税金と市民サービス

調布市（自治体）では、市民の皆さんからお預かりしている税金を国や東京都からの補助金等とともに、適切に管理し、市民の暮らしを支える公共サービスを実施することに充てています。

【 図で見る税金と市民サービスの関係 】



○税金の役割

保育や障害福祉・高齢福祉，ごみ処理や緑の保全，まちづくり，小・中学校や図書館の運営など，生活を支える様々な市民サービスを実施するため，市民の皆さんからの税金を活用しています。

2 税金の種類

◎ 国税と地方税

税金は課税などの権限や使いみち、納税方法など、様々な観点から分類することができます。
また、その用途に応じて、国で課税・徴収するもの、地方公共団体（東京都・調布市）で課税・徴収するものに区分されます。

以下、税金について、国と地方の税金を区分・分類し、整理すると以下のようになります。

◎ 国税と地方税



※ 個人の都道府県民税（調布市の場合「都民税（東京都）」）は、市民税と共に課税・徴収されます。

◎ 普通税と目的税

税の使いみちから大別すると「普通税」と「目的税」の2種類に区分できます。

- 普通税：税金の使いみちが限定されていない税金 例／市町村民税，固定資産税（市税）など
- 目的税：税金の使いみちが限定されている税金 例／都市計画税（市税）など

◎ 直接税と間接税

税の納め方から大別すると「直接税」と「間接税」の2種類に区分できます。

- 直接税：税金を負担する人が直接納める税金 例／所得税（国税），市町村民税（市税）など
- 間接税：税金を負担する人と納める人が異なる税金 例／消費税（国税※地方分含む），たばこ税（国・都・市）など

◎ 調布市で課税と収納を行う税金

税 目	説 明
「個人市民税」とは	<p>毎年1月1日時点の市内在住の個人に対して前年中の収入（所得）に基づき課税される税金で、都民税とあわせて市が賦課徴収することとなっています。</p> <p>前年中の所得に応じて課税される「所得割」と所得の多少にかかわらず一定の税額を納めていただく「均等割」があります。</p> <p>なお、市内に住所がなくても事務所、事業所または家屋敷を有する方には「事業所課税」「家屋敷課税」として「均等割」のみが課税されます。</p>
「法人市民税」とは	<p>市内に本店・支店を設立・設置している法人に対して課税される税金です。</p> <p>資本金等の金額と従業員数に応じて、所得の有無に関わらず課税される「均等割」と法人税に基づき計算される「法人税割」が課税されます。</p>
「固定資産税」とは	<p>毎年1月1日に市内の土地、家屋及び償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます。）を所有している方に対して、その固定資産の価格を基に課税される税金です。</p>
「都市計画税」とは	<p>市街化区域内の土地及び家屋を所有している方に対して課税される税金で、都市計画事業や土地区画整理事業等の経費に充てられます。</p>
「軽自動車税」とは	<p>軽自動車等を取得、保有する方に課税される税金です。</p> <p>毎年4月1日時点において原動機付自転車、オートバイ又は軽自動車を所有し、調布市内を定置場として登録している方に課税される「種別割」と三輪以上の軽自動車取得時に、燃費性能等に応じて取得価格の0%～2%の範囲で課税する「環境性能割」があります。</p>
「市たばこ税」とは	<p>たばこの消費に対して課税される税金です。</p> <p>たばこの定価の中に税金分が含まれており、国・都・市のたばこ税が含まれています。</p> <p>「市たばこ税」は、調布市内で販売されたたばこが対象となり、市の収入となります。</p>
「入湯税」とは	<p>鉱泉浴場の入湯客に対して課税される税金です。</p> <p>環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、消防施設などの整備や観光振興に要する費用に充てられます。</p>

3 歳入決算額と市税

令和4年度の歳入決算額は、1,095億8,700万円余で、前年度と比較して1億3,000万円余（0.1%）の増となりました。

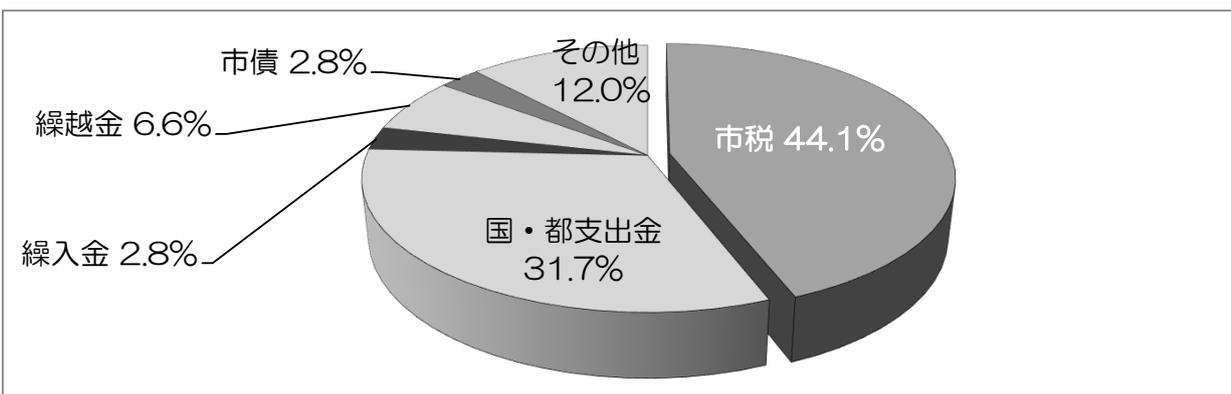
そのうち、市税については483億3,200万円余で、決算額合計の44.1%を占めています。主な増減内容は次のとおりです。

- 市税は14億5,100万円余の増
- 国・都支出金は22億7,700万円余の減
- 繰越金は14億5,800万円余の増
- 市債は7億9,800万円の増

また、市税決算額内訳では、市民税（個人・法人）が53.9%を占め、次いで固定資産税が36.1%、都市計画税が6.9%の順となっています。

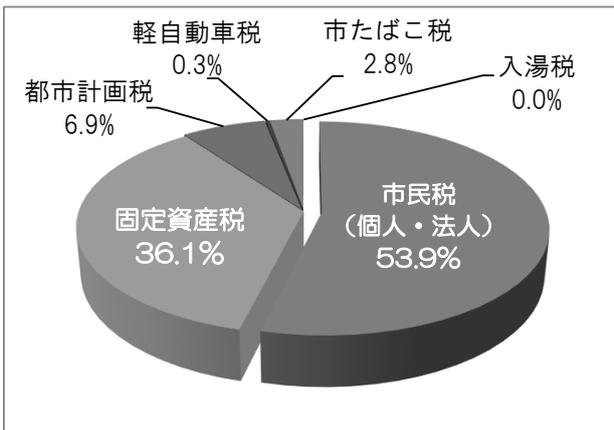
単位：百万円，%

内 訳	令和4年度				令和3年度	
	決算額	構成比	増減	増減率	決算額	構成比
市税	48,333	44.1	1,452	3.1	46,881	42.8
国・都支出金	34,726	31.7	▲ 2,278	▲ 6.2	37,004	33.8
繰入金	3,036	2.8	568	23.0	2,468	2.3
繰越金	7,273	6.6	1,458	25.1	5,815	5.3
市債	3,024	2.8	798	35.8	2,226	2.0
その他	13,194	12.0	▲ 1,868	▲ 12.4	15,062	13.8
決算額合計	109,587	100.0	130	0.1	109,457	100.0



単位：百万円，%

市税の内訳	決算額	構成比
市民税 (個人・法人)	26,067	53.9
固定資産税	17,429	36.1
都市計画税	3,353	6.9
軽自動車税	149	0.3
市たばこ税	1,335	2.8
入湯税	0	0.0
合計	48,333	100.0



※表示単位未満を四捨五入しているため、合計値が各項目の合計と一致しない場合があります。